

公益財団法人山形県企業振興公社

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県企業振興公社（以下「公社」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第5条第13号に規定する報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費、日当、食卓料を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬等)

第3条 公社は、常勤役員の職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 前項に定める報酬等の額は、一人当たり年額7,280,000円を超えない範囲内で、評議員会の決議により定めるものとする。
- 3 報酬等の支給日及び支給方法等については、公社職員給与規程の例による。

(費用)

第4条 公社は、役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席した場合並びに公社の用務のために旅行した場合には、別表に定める交通費及び旅費の額を支給することができる。

(公表)

第5条 公社は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正等)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるもの

とする。

附 則

1. この規程は、公益財団法人山形県企業振興公社の設立の登記の日から施行する。
2. 財団法人山形県企業振興公社役員等の報酬等支給規程は廃止する。

附 則

この改正規程は、平成29年6月21日から施行する。

別 表

交通費及び旅費の額

単位：円

区 分	鉄 道 賃 船 空 賃 航 空 賃 車 賃	日 当 (1日あたり)	宿泊料(1夜あたり)		食 卓 料 (1夜あたり)
			甲 地 方	乙 地 方	
常 勤 役 員	公社旅費規 程に準ずる	公社旅費規 程の現地経 費に準ずる	13,100	9,800	2,200
非 常 勤 役 員 ・ 監 事		5,000	13,100	9,800	2,200
評 議 員		5,000	14,800	11,800	2,600

備 考

1. 宿泊料の欄中の甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。